

令和4年度第3回
荒川区子ども・子育て会議
会議要録

日時：令和5年3月13日（月）午後2時30分～午後3時35分
会場：サンパール荒川 小ホール

佐藤会長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第3回荒川区子ども・子育て会議を開催させていただきます。

皆様方におかれましては、年度末の大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の司会進行も私、佐藤が担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここから着座にて進行させていただきます。

いつものこととなりますけれども、委員の皆様におかれましては、円滑な進行にご協力いただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

委員名簿及び席次表は、先ほどご説明がありましたように、机上に配付してございますので、そちらをご覧ください。

本日は、13名の委員に出席をいただいております。1名の委員から遅れていらっしゃるというご連絡をいただいております。

会議録作成のため、本日の会議も録音させていただきます。会議録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後、会議資料とともに区のホームページに掲載させていただきますことをご了承いただければと思います。

それから、荒川区子ども・子育て会議運営要項に基づきまして、本会議は傍聴を許可しております。本日も傍聴希望者の方がいらっしゃいますので、ご入場をお認めいただいております。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤会長 ありがとうございます。では、傍聴希望者の入場をお願いいたします。

〔傍聴者入場〕

佐藤会長 では、本日の議事に入ります。

お手元でございます次第に沿って進めてまいります。次第をご参照ください。

まずは議事1「第2期荒川区子ども・子育て支援計画の中間年の見直しについて」事務局よりご説明をお願いいたします。

小堀子育て支援課長 それでは、子育て支援課からご説明をいたします。資料1をご覧ください。

子ども・子育て支援計画については、中間年である3年目に、計画と実績が10%以上離れている場合には計画を見直すということとされております。資料1の3ページを参考にご覧いただければと思います。

例えば一番上の段ですが、児童数の0歳から5歳の児童というところで、実績と計画比が書いてあり、95.93%となっておりますが、ここが10%以上離れているとき、要は90%より下のときには見直しをすることとされております。これによれば、本来であれば、そういった項目について全て見直しをすべきところではあります。今年度の見直し

については、国から新型コロナウイルスの影響があり、今後、アフターコロナですとかウィズコロナとなった際に想定の見直しが難しいとなっている場合には、見直しをしなくていい旨の通知がございました。子ども・子育て支援計画策定直後にコロナ禍に見舞われ、ここまでの3年間、コロナの影響を受けていない事業はないと考えておりました、区といたしましては、これまでご説明してきた区立幼稚園の在り方が影響する幼児期の学校教育の項目のみを見直しすることとし、ほかの項目については、見直しを行わないことといたしました。

資料1の4ページをご覧ください。今、ご説明した幼児期の学校教育においては、既に計画スタート当初から実利用量と量の見込みが86.92%となっており、今年度については76.49%となっておりますことに加え、先ほど申し上げた区立幼稚園の在り方の方向性が示されたことがございますので、下の段、見直し後という項目がございますが、こちらの欄のように、量の見込みと確保量を修正いたしたいと考えております。

5ページをご覧ください。保育園については、5ページの2つ目の表以降は、地域別、年齢別の量の見込みが示されておりました、地域や年齢によっては10%以上の乖離があるところがございますが、5ページの最上段の全体の見込み量については、10%以上の乖離がございませんので、保育園については見直しを行わないことといたします。

11ページ以降、10%以上の乖離があるもの見直しを行わない項目としましては、11ページの(1)地域子育て支援拠点事業、(2)妊婦健康診査、12ページにいきまして、(6)ファミリーサポートセンター事業、13ページ(7)の一時預かり事業、それと、14ページの(8)延長保育事業、(9)病児・病後児保育事業につきましては、見直しを行わないことといたします。

ご説明は以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

ご質問などは、本日の会議でも進行上、後ほどお時間を取っておりますので、何かございましたら、まとめてお願いできればと存じます。

それでは、議事(1)「第2期荒川区子ども・子育て支援計画の中間年の見直しについて」は、以上とさせていただきます。

続きまして、議事(2)「令和5年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について」事務局よりご説明をお願いいたします。

小堀子育て支援課長 それでは、ご説明をいたします。資料2をご覧ください。令和5年度の荒川区の主な子ども・子育て支援施策についてご説明いたします。

子ども・子育て支援施策については、荒川区の目指すべき将来像「幸福実感都市あらかわ」の都市像の1つ、子育て・教育都市に位置づけられております。全てをご紹介することは、時間の都合もございますので、新規事業、こちらは事業名の後に四角の中に「新」と入っているもの、それと、レベルアップ事業、四角の中に「レ」と書いてある事業がご

ざいますが、そちらを中心に説明をさせていただきます。

1 ページ目の(1)高校生等医療費助成事業につきましては、4月から高校生相当のお子さんについても医療費の助成の対象となるものとなっております。

おめくりいただいて、2 ページ目(5)の医療的ケア児の受入体制の整備については、区内の保育所において、医療的ケアを必要とするお子さんが入園された場合の支援を実施するものです。

続いて(7)ケアリーバーの支援の実施について、児童養護施設や里親といった社会的養護を離れた児童をケアリーバーと呼びます。後ほど説明いたしますが、荒川区でも4月に児童養護施設が開設となる中で、自立に際して必要となる費用等について支援を行うものでございます。

(9)の若者相談支援体制の整備については、12月に開設いたしました若者相談「わかっか」について、より相談しやすい体制づくりとして、LINEを活用した相談を開始いたします。

次ページ(13)児童相談所業務へのAIの活用ですが、通話音声を文字化し、即時に通告の内容を共有することで、緊急性の高い事例等を早期に察知し、職員の対応力向上に資するものとなっております。

(14)と(16)は関連しております、いずれも出産・子育て応援事業については妊娠期から子育て期まで継続的に支援を行う中で、面接やアンケート調査を行い、経済的な支援とともに、妊婦、子育て中の親子に寄り添った切れ目ない支援を行うものとなっております。

おめくりいただいて、4 ページ(17)は学校給食費の無償化となっております。

続いて、少し飛びますが、次のページの(26)教育相談体制の充実、スクール・ソーシャルワーカーを増員し、教育相談体制を充実させるものでございます。

(27)はAIを活用した教育相談の実施となっており、先ほど説明した児童相談所業務へのAIの活用と同様の内容となっております。

少し飛びまして、最後のほうのページ、6 ページ、一番下、(33)区立幼稚園給食の開始につきましては、新年度から幼児教育の充実のため、区立幼稚園においても給食の提供を開始し、いろいろな食との出会いから園児の健やかな成長につなげるものとなっております。

国の「こどもまんなか社会」ですとか東京都の「チルドレンファースト」など大きな動きがある中で、荒川区としましては、子どもの貧困の課題に10年以上前から取り組むとともに、児童相談所業務を他区に先駆けて区で実施するなど、子どもと家庭を取り巻く課題の解決に当たってまいりました。子どもを産むなら荒川区を目指してほしいというご意見も前回頂戴いたしました。引き続き様々な子育て支援策に取り組んでまいります。

ご説明は以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、議事（２）「令和５年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について」は、以上とさせていただきます。

続きまして、議事（３）にまいります。「荒川区の保育定員等と令和５年４月の認可保育所入所審査結果について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

櫻井保育課長 では、保育課長の櫻井より説明させていただきます。

お手元の資料３「荒川区の保育定員等と令和５年４月の認可保育所入所審査結果について」をご覧くださいませ。

１番の保育定員等の推移でございます。まずは生まれてから小学校入学前の子どもを示す就学前児童人口につきましては、平成２９年まで年々増加傾向でしたが、その後、減少しておりまして、令和４年４月は前年比４７６人の減で、９,４９２名となっております。また、令和５年におきましても、９,３２０人と減少傾向が続いているところでございます。

一方で、保育利用率につきましては、就学前児童人口のうち、保育園等を利用している割合を示すものですが、令和４年４月は５８.９％と前年比１.７％上昇しております。また、こちらにつきましては、令和５年も上昇が見込まれているところです。また、令和５年４月の保育定員につきましては、６,４３４人と昨年比で２８名縮小する予定です。

続きまして、２番の令和５年２月の認可保育所入所審査結果でございます。こちらは一次審査の終了時点のものですが、申込者数は前年から４７人増えておりまして、１,３６９人となっております。承諾者数は前年から３２人増えて１,１０６人でございます。また、保育所の入園が承諾されなかった不承諾者数につきましては、前年から１５人増え、２６３人となっております。

続きまして、３番の今後の対策のところですが、先ほど説明させていただきましたとおり、就学前児童人口の減少によりまして、保育需要の地域差が現在発生しております。こちらに対応するために、保育園の運営事業者の皆様と協議の上、定員数の調整を行っていく必要があると考えているところでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

佐藤会長 ありがとうございます。

議事（３）「荒川区の保育定員等と令和５年４月の認可保育所入所審査結果について」は、以上とさせていただきます。

続きまして、議事（４）にまいります。「令和５年度学童クラブ利用申請数（一次募集）について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

岩瀬児童青少年課長 では、資料４「令和５年度学童クラブ利用申請児童数」につきまして、児童青少年課長、岩瀬からご説明させていただきます。

令和５年度の学童クラブの利用申請（一次募集）の時点での申請の状況は、定員２,０３５名に対し、１,８７５名の申請がございました。令和４年度学童クラブ利用児童数１,８

12名に対し、63名の増、また、昨年度の一次募集の時期の1,855名に対して、20名の増となっております。

申請者が定員を超過した学童クラブにつきましては、近隣の学童クラブをご案内し、申請した方全員が地域内で学童クラブを利用できる状況となっております。定員に余裕がある学童クラブにつきましては、二次募集を行いました。今後も引き続き適切に学童クラブを運営してまいります。

説明は以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、議事(4)「令和5年度の学童クラブ利用申請数(一次募集)について」は、以上とさせていただきます。

続きまして、議事(5)にまいります。荒川区子どもの権利条例について、事務局より説明をお願いいたします。

小堀子育て支援課長 荒川区子どもの権利条例についてご説明いたします。

荒川区子どもの権利条例は、国連で定められました子どもの権利条約の考えに基づき、区として子どもの権利を守り、それを守るための区や区民の皆さんなどの役割を定め、子どもが生まれたときから持っている権利を大切にされて成長できるよう、区議会議員の皆様のご提案で定められたものです。

制定に当たりましては、区立小学校6年生、中学校3年生に子どもの権利について授業をしていただき、当事者である子どもの意見を集約するとともに、広くパブリック・コメントを募集して反映し、決定したものとなっております。

お手元の資料5の権利条例にございますように、第3条に基本理念が示されており、こちらについては、行政としてもしっかり守っていく必要があると考えております。

第4条には、子どもの権利が示されており、子どもには条例に示されているような権利があり、それを子どもも大人も守っていく必要がある、それと、その後の第5条から先に大人の役割等についても示されておりますが、子どもを取り囲む大人たちもしっかり子どもの権利について考えていかなければならないと考えております。

区といたしましては、こういった子どもの権利について広く知っていただくために、区報やケーブルテレビ、それから区のSNS等を活用した広報のほか、6月には講演会などを実施する予定となっております。

また、10月からは、子どもの権利擁護委員による相談を開始する準備も進めているほか、区内を巡回するパネル展なども予定しておりますので、ぜひ皆様にも子どもの権利に関心を寄せていただき、子どもを含めた様々な立場の方の人権についても考えていただきたく存じます。

ご説明は以上となります。

佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、議事5「荒川区子どもの権利条例について」は、以上とさせていただきます。
続きまして、議事6にまいります。「児童養護施設の開設について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

小堀子育て支援課長 それでは、資料6をご覧ください。児童養護施設につきましては、これまでもご説明を差し上げてきましたが、荒川八丁目、資料6の裏面に位置図がございますが、こちらは「クリスマス・フォレスト」という名称で4月1日に開設する運びとなっております。

児童養護施設につきましては、様々な事情で保護者と一緒に暮らせないお子さんが生活する施設となっており、こういった安心・安全な場所で暮らすことができる環境が区内でも整備されたことは、非常に心強いことと思っております。

施設の詳細は記載のとおりとなっておりますが、こちらの施設から地域の学区の学校に通われるお子さんもおりますので、ぜひ温かく迎えていただきたく存じます。

そのほか、施設側から、町会に加入したりですとか、区の事業や地域の催し物にも参加させていただきたいとお申出もあり、ぜひとも地域の皆さんにもご理解いただいて、子どもたちの健やかな成長を見守っていただければと思っております。

また、2の事業概要のところにもございますが、保護者の方の通院ですとか入院、それからレスパイト的な利用ができるようなショーステイ事業等、里親さんを支援するような事業についても、地域をよく知る事業者として、こちらの事業者を受託していただくこととなっておりますので、地域の子育てを広く支援する施設となるよう、区としてもしっかりこの施設のバックアップをしてまいりたいと考えてございます。

ご説明は以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

議事(6)「児童養護施設の開設について」は、以上とさせていただきます。

続きまして、最後の議事ですね。議事(7)「児童発達支援センター化に向けたたんぼセンターの機能強化の方向性について」事務局よりご説明をお願いいたします。

榎本荒川区立心身障害者福祉センター長 荒川区立心身障害者福祉センター長をしております榎本です。どうぞよろしく申し上げます。

資料は資料7になります。荒川たんぼセンターを障がいの重度化、重複化等に対応する専門的な機能の強化を図った上で、地域における障がい児支援拠点として位置づけ、発達障がい児や発達が気になる未就学のお子さんに対する療育支援のほか、地域の障がい児やその家族の相談、障がい児を支援する施設への援助等を行う児童発達支援センターへの移行に向けて準備を進めております。

今後のスケジュールを踏まえ、具体的に説明をさせていただきます。

令和5年度から段階的に実施可能な事業を開始いたします。令和6年度中の児童発達支援センター移行を予定しております。令和5年度から新たに行う事業といたしましては、

これまで行ってきた未就学の子どもたちに療育を行う児童発達支援に加え、令和5年4月1日から保育所等訪問支援と障がい児相談支援の2つの事業を新たに開始いたします。

保育所等訪問支援事業は、訪問支援員が集団適応に課題のあるお子様が通う保育園や幼稚園等の集団生活を営む施設に訪問し、集団生活の適応に課題のあるお子様に対して訓練を行うとともに、訪問先施設のスタッフに対し支援方法を助言するなど、専門的な支援を行うアウトリーチ型の事業です。障がいの有無にかかわらず、地域全体で子育てを支えるという社会の実現を目標とする事業とも言えます。事業の趣旨を踏まえ、関係機関の皆様方におかれましては、ご理解、ご協力いただくため、事業周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、障がい児相談支援事業です。障がい児相談支援の支給決定数が年々増加しており、障がい福祉サービスを利用するために必要なサービス等利用計画を作成する事業所が不足しつつあります。地域の障がい児相談支援体制を充実させるために、障がい児相談支援事業を実施いたします。

また、切れ目のない支援を行うために、18歳までの障がい児やその保護者を対象とした障がい福祉に関する相談に応じる相談窓口を開設し、各種サービスと情報を提供するとともに、個人の状況や相談内容に応じて、適切な支援機関につなげる取組を行います。

このほかにも、これまで同じ立場の親による親支援であるペアレントメンターによるグループ相談会を行ってまいりました。今後は相談会の対象者を拡大するなど、子育てに関する不安の解消や孤立化の防止に向けた家族支援の取り組みもさらに充実させてまいります。

令和6年度は、事業スペースの拡大ができた後、待機児の解消に向けて、療育定員の拡大を行うとともに、食育を含めた多様な療育プログラムの提供を行ってまいります。

スケジュール等の説明は以上となります。

今後とも区内の障がい児における福祉ニーズを踏まえながら、児童発達支援センターに求められる機能、これらを検証して、よりよい方向性を追求してまいります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上となります。

佐藤会長 ありがとうございます。

議事(7)「児童発達支援センター化に向けたたんぼぼセンターの機能強化の方向性について」は、以上とさせていただきます。

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

ここからご質問、ご意見などをお伺いする時間とさせていただきますと思います。

何かご質問、ご意見などがございます方は挙手をお願いいたします。

木村委員 東京都立大学の木村と申します。日頃より荒川区にある東京都の大学として、実践教育研究等では学生とともに大変お世話になっております。

この会議に関わらせていただくようになって、私、3年半が経過しました。それ以前より子ども・子育てについては、荒川区の基本計画の中の施策の2番で子育て・教育都市、子育てしやすいまちの形成ということで、今、申し上げましたように、分野別施策の2において、6つの柱で施策が展開されております。第2期荒川区子ども・子育て支援計画、これは令和6年度までということで、今、前半3年度分が終了したということで、その評価に基づく修正等についてご説明をいただきました。

昨夜、以前にいただきました冊子をゆっくりと拝見しました。こちらの第2期荒川区子ども・子育て支援計画は7つの目標を置いておられます。7つの目標に対して、よくよく見ますと、再掲を含めて荒川区のほうで230以上の事業が展開されていて、継続的に評価されているということを改めて確認いたしました。きめ細やかな支援やサービスが提供されているんだなということを改めて理解いたしました。特に子育て世代包括支援センターは、子ども家庭総合センターと子育て支援課と保育課と健康推進課の主に4課で機能分擔されていて、先ほどご説明にもあったんですけども、コロナ禍にありまして、子どもと家族に寄り添った施策が展開されたものと理解しております。

現在、先ほどご説明いただきましたように、荒川区では、区民とか子どもからのパブリック・コメントを基に、荒川区の子ども権利条例が策定されたということでご説明をいただきました。拝見しまして、9条には子どもの意見が反映されているということや、6・7条には区民や保護者が子育てにおいて効果的に役割を果たせる有意義な条例に向けて、きちんと成文化されているなという印象を持ちました。既存のシステムを基に、さらに重層的で系統的な子ども・子育て支援システムが構築されるとよいなと思っております。

1点質問なんですけれども、先ほどのスクール・ソーシャルワーカーの数を5名追加というご説明をいただいたかと思えます。もしかすると、間違っているかもしれないんですが、私の認識によりますと、現在5名いらっしゃったというふうに認識しておりますが、そこに5名追加になるということなのか、現在の5名の方々が活動されるという方向性であるのかということについて、教えていただきたいと思えます。

以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。5名の追加について、ご説明をお願いいたします。

杉山教育センター所長 教育センター所長、杉山でございます。

現在、スクール・ソーシャルワーカーにつきましては、5名でございます。プラス、来年度については追加で5名としまして、10名体制でいくというところでございます。

木村委員 不登校の子どもたちの増加ということが社会的な問題として指摘されておりますので、支援力の強化のためにとっても重要な一歩だと思えました。ありがとうございます。

佐藤会長 ありがとうございます。

では、そのほか、いかがでしょうか。

高橋委員 道灌山学園の高橋と申します。

資料4の学童クラブの問題でちょっとお聞きしたいんですけど、当然のこととはいえ、申請児童数、20名ぐらいから150名という形で、かなりばらつきがあります。したがって、これは委託運営を受けているほうからしますと、職員の数の問題もありますし、近年、職員の有給休暇の問題が出ておりまして、それをカバーするということになると、かなりつらい状態になる。夏休みの時期ですと、例えば私のところだと、学生さんのアルバイトも可能なんですが、年度末になって、労働基準監督署からはどうなっているのかという問い合わせありますので、もしそういうことに対しての対応、区の中ではどういうふうに行っているとか、そういうようなことを伺えればと思います。

佐藤会長 では、資料4に関するご質問ですけども、ご説明いただけますか。

岩瀬児童青少年課長 児童青少年課長、岩瀬から説明をさせていただきます。

日頃より学童クラブの適切な運営にご協力いただき、ありがとうございます。学童クラブの運営につきましては、日頃より事業者の皆様と事業者連絡会等を通じまして、綿密に調整、連携させていただいております。職員配置につきましても、現在、コロナの中でいろいろ苦慮されて、工夫して配置させていただいていると承知しております。

荒川区では、学童クラブ運営委託に係る職員配置最低基準というのを設けまして、人員を適切に配置させていただいているところです。

コロナがあって配置が難しいですとか、休暇等につきましても、事業者様と現場、区と一緒に連携して配置をし、適切に学童クラブを運営させていただいているところです。今後も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

高橋委員 ありがとうございます。少し人員の余裕をもって対応できればと思うんですが、もちろん本部には常に何人かいて、サポートで駆けつけているわけなんですが、コロナ禍もあったんでしょうけど、かなり厳しいことが多々ありましたので、今後ともよろしくお願いいたします。

佐藤会長 ありがとうございます。

山口委員、では、よろしくお願いいたします。

山口委員 ひぐらし保育園の園長の山口です。よろしくお願いいたします。

たんぽぽセンターのところなんですけれども、3番の障がい児を取り巻く現状と課題というところで、取組の中でペアレントトレーニングなどを実施というのがありますが、我が園でも1名、こちらのほうを実施させていただいております。それに当たりまして、少しお聞きしたいところがあります。今現在使用しているご家庭数とか、実施してみても何か問題とか成功体験とかございましたら、教えていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

佐藤会長 では、ご説明、よろしくお願いいたします。

榎本荒川区立心身障害者福祉センター長 ペアレントトレーニングは、たんぽぽセンタ

一利用児童の保護者に対し、当センターの心理士が専門講師からアドバイス・指導を受けつつ運営・実施し、お子さまと保護者の適切な関わりを見つけていくという内容になります。多くの人数で行うことができないものですから、6名程度の参加者で全7回という形で実施しております。

ペアレントトレーニングの効果的なところは、親子の適切な関わり、適切なやり取りが新たに再構築できるという点です。参加者からは、子どもの困った行動に対して、このように対応すればよいことが理解できた、適切な行動ができるようになってきたなど、参加してよかったという感想をいただいております。

山口委員 ありがとうございます。参考にさせていただきます。

佐藤会長 ありがとうございます。

では、そのほか、いかがでしょうか。

長谷川副会長 東京未来大学の長谷川でございます。本日はありがとうございました。

荒川区は子育て支援という意味で、私は先駆的に取り組んでいらっしゃる区だなと思っております。これらの行政というのは、子育て支援というのは非常に大きな問題であるというふうに思っています。少子化が言われて久しいですが、これからの日本という国をちゃんと支えていくのは、未来を担う子どもたちであると思いますので、そういう子どもたちや子育ての支援をしていくということは、本当に素晴らしいことだなというふうに思っております。

その中で、議事5の「荒川区子どもの権利条例について」ということで、大変素晴らしい条例が制定されたなというふうに思っております。先ほどのご説明によりますと、広く知ってもらうために、区報であったりとか周知の方法をいろいろ工夫されるということがご説明でありました。子ども自身の権利ということで権利条例が制定されておりますので、ぜひこのことを広く子どもたちに深く理解してもらうために、学校現場での取組というのがすごく大事なんじゃないかなというふうに思うんですね。ただ制定されているだけで、そういうのがあったねということではなくて、よりよく内容を深く理解していく、保護者も含めて。そんなことを考えたときに、学校現場で意図的な取組と申しますか、例えば人權教育の授業の中で実際に取り上げて、子どもたち自身に深く読ませて、どういうことなんだろうかといことをひもといいていくみたいな、そんな場面というのを想定していらっしゃるかどうかということですね。もしできたら、教育委員会、指導室が主導して学校現場にこういうことをやってということではなく、こういう条例が制定されたから、広く学校の中で学びを深めてほしいというような依頼の下に、現場一つ一つでぜひこれをかみ砕いて、しっかりと子どもたちが学ぶ機会を設定してほしいなというふうに私は思っているんですが、その辺りはご予定があるのでしょうか。

佐藤会長 それでは、子どもの権利条例の学校現場の学びについて、何か事務局からご説明いただけますでしょうか。

津野指導室長 指導室長の津野と申します。ご意見ありがとうございます。

子どもの権利条例ですので、子どもがまず知るといふこと、そして、そこに近い保護者、教員も含めて関係者が知るといふことはとても大事になってまいります。先ほど説明がありましたように、本年度につきましては、小学校6年生と中学3年生に授業を行いまして、アンケート、そして意見というものをいただいたところです。

今後の予定としましては、ちょうど社会科と重なる部分がありますので、中学校の社会科副読本の1ページに権利条例をまず盛り込みまして、そこで子どもたちに触れるきっかけをつくりたいと思っております。残念ながら、小学校は今年改定だったので間に合わなかったんですけども、その後、小学校の社会科の副読本に盛り込みまして、そこで触れられるように手だてを打っていきたくて今のところは考えてございます。

また関係部署とも連携しながら、どのように周知をしていくか、そして、子どもたちがより深く理解できるようにするかといふことは考えていきたくて思っております。ありがとうございます。

長谷川副会長 ご説明ありがとうございます。

先ほどのご説明で、中3と小6の子どもたちから実際に意見を聞いてというようなことが反映されているといふことなので、それもまた素晴らしいことだと思っておりますので、ぜひしっかりとその辺りを取り組んでいただけたら本当にうれしいなと思っております。ありがとうございました。

佐藤会長 では、そのほか、いかがでしょうか。

小西委員 タヤケこやけ保育園の小西と申します。

今の子どもの権利条例で昨今、保育園の不適切な対応が話題になりまして、逮捕者が出るという事件がございました。子どもの権利条例、保育指針の中で、子どもの最善の療育を優先し、子どもの福祉を推奨していくということが書かれております。そして、この中で、子どもの権利を守るために、どのような保育体制をするのかといふところがこの中の文面にも書かれているんですが、適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができることといふふうに書いてあるんですが、この辺について、保育課のほうで、これはといふ取組をするご予定があるならば教えていただければ幸いです。

佐藤会長 では、よろしく願いいたします。

櫻井保育課長 では、保育課長の櫻井からご説明させていただきます。

今回、子どもの権利条例といふことで制定させていただきまして、既に公立の保育園と私立の保育園の皆様方には、園長会で子どもの権利条例の件を周知させていただいたところでございます。また、昨今、不適切保育に関する報道であるといふことで、我々としても大変心を痛めているところでございます。今回、不適切な保育の報道を受けまして、公立保育園と私立保育園の代表者の方々に、保育のチェックリストといふものを作らせてい

いただきました。その節は小西委員にもご協力をいただいたところでございます。

今後、そういったチェックリストを改めて保育園のほうに周知させていただいて、皆様方の保育を改めて見直していただく機会をつくらせていただきますとともに、我々としても、現場の保育を支えられるように、連携できるような支援を今後引き続き考えていきたいと思っております。

小西委員 続きまして、本計画の中間年の見直しにおける基本的な考え方の中で、教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等というところなんです。資料3の中にも、今年の入所審査結果について書いてございます。今年はこれでよろしいかと思えます。2025年には国が待機児は解消しますというお話も出ております。そういう中で、荒川区の量の行方が私たち私立保育園にとっては、運営していくのに非常に難しいんです。今、来年、また私立保育園に参加する園数が増えるということ聞きながら、じゃ、もう少し量を減らしていかなければいけないのか、それとも地域性においてどういうふうな量が増えているのかとか、そういうことをぜひ私立園長会の中でお話しいただき、私たちも私立保育園をどのように、園数が60件という荒川区で今までにない数字が出ております。ですので、これから先、私立保育園の運営について、どのようなご意向なり、まだちょっと難しいとは思いますが、その辺をお聞かせ願えるとありがたいと思えます。

佐藤会長 では、ご説明、よろしくお願いたします。

小堀子育て支援課長 それでは、まず私のほうからご説明いたします。

今、ちょうど、この次の計画、令和7年度から始まる計画に先立って、小西委員がおっしゃった量の見込み、必要量というのを来年度調査する予定となっております。その中で人口の動きですとか今、おっしゃったような地域別のことですとか、そういったものをしっかりと調査しまして、令和7年度からの新しい5か年の計画に反映していきたいと考えております。

その他、私立保育園の今後の話については、保育課長からご説明をさせていただきます。

櫻井保育課長 では、保育課長のほうからご説明させていただきます。

先ほど子育て支援課長からも説明ありましたように、次回の計画のときにニーズの調査をさせていただいて、人口の推計等も見る予定でございます。我々といたしましては、私立保育園の運営につきましては、子どもの人口推計は非常に重要だと認識しているところでございます。運営に関わるところで重要な要素であると思っております。

そういったことも私立の園長会の皆様と共有させていただきながら、情報提供させていただきながら、一緒になって考えていきたいと思っております。

小西委員 ありがとうございます。そういうお言葉をいただくと、運営者にとってはすごく心強いので、ぜひともはっきりお願したいと思えます。

佐藤会長 それでは、そのほか、いかがでしょうか。

増田委員 白梅学園大学の増田です。よろしくお願いたします。

今、私立保育園についてのご質問がありました。ある自治体では、私立保育園の経営維持のために、区立保育園の定員を減らして、その定員を私立保育園に振り分けるというようなことを行っているわけですね。これはちょっと本末転倒なんじゃないかという。区立保育園を減らして、私立に定員を振り分けるということ自体が果たして妥当なのかどうかということがあるわけですね。保育園でいろいろな不祥事が起きているというようなことを言っていますが、大抵の保育園は非常に真面目に丁寧に接しているということを知っています。

ですから、チェックリストを作るということも一つ方法ですが、むしろ保育士の定員を増やして、私立も公立も経営基盤としてきちんとしていくという形で、例えば0歳児は三人に一人とか保育士の基準がありますよね。そういうものについて、若干上乘せしていくというようなことで、少子化に対応していき、同時に、乳幼児期における充実した保育をしていくという方向に進んでいったほうがいいような気がするんですけど、いかがでしょうか。

櫻井保育課長 では、引き続き保育課長からご説明させていただきます。

ご提案、どうもありがとうございます。委員おっしゃいますように、我々としても、ほとんどの保育士の方々がきちんとした丁寧な保育をしているということは認識しているところでございます。

いただきました保育定員につきましては、我々といたしましても、国の基準よりも高い基準で、区基準といったものを設定させていただきまして、区基準を守っている保育園に関しましては、補助金額を上乘せするといったような制度を取り入れているところでございます。そういったこともきちんといりながら、保育の質の確保、向上を図っているところでございます。

増田委員 ありがとうございます。

あと、子どもの権利条例についてもありましたが、意見表明権ということが子どもの権利条例の中で言われていますが、世界における子どもの権利委員会の中では、意見表明権ということ、表現ができる、言葉で伝えられる、そういう子どもたちにしか権利がないのかというニュアンスがあるということで、子どもの権利委員会の特別委員会の中で、例えば言葉で表せない小さい子どもたち、0・1・2歳の子どもたちは身振りや手振りやそういうもので自分の願いや思いを伝えているんだと。だから、意見表明権ではなくて、意見表現権と考えるべきだというのが今の世界の大きな動きなんです。そういう方向で子どもの権利委員会というのを、小さい子ども含めて権利を持っているというようなニュアンスを取り込んでいったほうがいいのではないかとということが1点です。

もう一点は、文部科学省の調査によると、小学校の6校から7校に1校の割合で学級が崩壊しているということです。私に関わっている新宿区とか葛飾区とかいろいろところも、かなり崩壊している小学校があります。荒川区も、聞くところによると幾つか崩壊してい

るというようなことがありますので、どのくらい教育委員会として崩壊学級を把握しているのか、また、それに対してどのような手だてを取ろうとしているのかということをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

小堀子育て支援課長 それでは、まず私から権利条例についてご説明をさせていただきます。こちらは前文で、「自由に意見を表現し」と、まさに今、増田委員おっしゃったようなところで、言葉以外で表せるようなところ、必ず確保していきましょうというところで前文で表現させていただいております。また、荒川区では一時保護所を運営してございますが、そういったときにも、小さなお子さんでも言葉が通じなくても、保育士、それからそこに携わる職員が、表情ですとか行動から何をこの子が希望していて、何がしんどいと思っているのかということをきちんと見極めるようなことをしているところがございます。引き続き言葉以外で、とにかく子どもたちが何か表現したものを受け取るということを職員も訓練して身につけてまいりたいと考えております。

津野指導室長 指導室長です。学級崩壊の件で御質問いただきました。

我々、少なくとも年2回、教育長も含めて小学校、中学校を回らせていただいております。確かに厳しい学級はございますが、学級崩壊の定義にもよろうかとは思いますが、各学校、厳しいながらもしっかりと教員、学級をサポートしていると捉えてございます。学校としましては、確かに厳しい学級がございますが、その場合には、チーム学校としまして、例えば今、担任の授業のところ、図工ですとか音楽で担任が空いている状況のときにはサポートに入ったり、もしくは専科の先生がサポートに入って、複数体制で教室を見るということを学校のほうで行っているところです。また、教育委員会のほうに相談があれば、なかなか人の関係なので難しいところもあるんですけども、支援員や補助員等のサポートもできるところがございますので、学級の運営に対して厳しいところについては、教育委員会と学校と手を組みながら、子どもたちに安心して、安全で安定した学習状況がつけられるように努めているところでございます。

佐藤会長 増田委員、よろしいでしょうか。

増田委員 もう一つ、もちろん荒川区、私も風のうわさでしか聞いていないんですが、実際には例えば新宿区の中では、荒れている学級に入って指導したりしています。そういう中で、学級が崩れてしまうと取り戻すのが非常に難しいという現実がありますので、今のように、複数体制を取るとかチーム体制を取ると、チーム学校としての形を整えるということはとても大事なことだと思います。

令和4年12月に生徒指導提要在提案されて、今までの生徒指導提要とかなり違う内容になりました。つまり、今までのように子どもたちを管理したり、あるいは指導したりするという側面はかなり影を潜めまして、そうではなくて、子どものサポートをするんだ、支援をするんだというように、生徒指導提要が大きく様変わりしました。それについては、先週の土曜日ですけど、生徒指導提要を作られた文部科学省の方とお話をさせていただきます

ました。そのときに、要するに温かい学校づくりをするのだと、そして、同時に、先生方が協力して、しかも、力で押さえるのではなくて、お互いに子どもをサポートし、支援していくという、心理的な支援というものが非常に大きく打ち出されています。

その辺の生徒指導提要の変化については、どのように考え、どのように学校に反映させようとしているのか、ちょっとお聞かせください。

佐藤会長 では、よろしくお願いいたします。

杉山教育センター所長 教育センター、杉山です。

委員おっしゃるとおり、12年ぶりに生徒指導提要が改定されたというところで、改定したものにつきましては、学校に通知し、さらに校長会でも周知をさせていただきました。支援のところですが、何か課題または子どもたちが悩んでいる場合につきましては、学級担任が中心となって、また、学年主任、それから管理職、養護教諭、そして、スクールカウンセラー、スクール・ソーシャルワーカーということで、チーム学校として全体でそのお子さんにつきまして心理的な支援をしていくというところで周知をしております。

佐藤会長 では、そのほか、いかがでしょうか。

渡辺委員、よろしくお願いいたします。

渡辺委員 事業所経営の渡辺でございます。よろしくお願ひします。

先ほども小西委員からお話が出ましたが、幾つかの保育園を運営していると、0歳児というのが少なくなりまして、少なくとも6名は必要だねというところが1名しかないとかということもあります。ですと、大体その年度はほとんど持っていたお金も使い切るという状況ですので、先ほど課長さんがお話くださったように、話し合いながら定員を変更して下さるということでしたので、それを期待して、定員を変更していったらどうかという思いです。

もう一つ、学童クラブですが、定員を書きとってございますけど、障がいのある児童への対応が必要なケースが増えてきています。

どうぞまた相談させていただきながら、行政と人数等の調整をし、運営していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

佐藤会長 ありがとうございます。何か事務局からご説明などございますでしょうか。

岩瀬児童青少年課長 児童青少年課長、岩瀬です。

日頃より学童クラブの運営につきまして、多大なるご協力、ありがとうございます。職員配置につきましても、日頃から情報交換、共有させていただいて、適切に配置させていただいて、ありがとうございます。

障がいのある児童につきましても、加配という形で職員を配置させていただいて、手厚く支援をさせていただいているところです。配慮が必要な児童につきましては、しっかりと職員を配置して、支援をさせていただいているところです。今後とも、区も現場の状況をよく見ながら、現場の相談を受けながら、一緒になって支援してまいりたいと思っております。

で、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

佐藤会長 ありがとうございます。

では、そのほか、いかがでしょうか。

では、保護者の方からということで、ぜひよろしくお願ひいたします。

橋本委員 公募委員の橋本です。本日もご丁寧な説明、ありがとうございました。

今、3歳児を育てていまして、お腹の中に赤ちゃんがいて、先ほどゆりかご面談を受けきたところなんですけれども、荒川区で子育てできてよかったなと日々実感しているところなんですけれども、週末、よくあらかわ遊園のほうに行かせていただいています、本当にすてきなりニューアル施設を運営してくださっていて、ありがとうございますということで、この場を借りて、一区民としてお礼させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

先ほど加配のたんぼぼセンターの話が出たかと思うんですけれども、うちのクラスにもちょっと障がいのあるお子さんがいまして、14人クラスなんですけど、3名いまして、お母さんと話していると、入園時点ではまだそういったことが分からなくて、途中からそういう傾向が出てきて分かったというお話とかも聞いたりするので、なかなかサポート、加配だったりとか、いろいろ大変かと思うんですけれども、高齢出産が増えたり、あと、不妊治療の保険適用が始まったことで、何かしらの障がいを持つお子さんも年々このまま増え続けるんじゃないかなと個人的には思ひていまして、区のほうでは、手厚いサポートをたんぼぼセンターの件も含めて期待したいなと思ひております。

最後に、クリスマス・フォレストの開設のご説明があったんですけど、今まで区に児童養護施設がなかったということで、念願かなって開設というところに至ったかと思うんですけれども、全国的な流れとして、施設養護ではなくて、里親による養護というのがあるかと思うので、これをきっかけにして、里親支援のほうを加速させていただきたいなというふうにこちらも期待しています。

以上です。ありがとうございました。

佐藤会長 ありがとうございます。とても貴重なご意見だと思ひますけれども、今のご質問の加配あるいは児童養護施設、里親などについてご説明ございましたら、お願ひいたします。

小堀子育て支援課長 まず私から加配、いろいろなところで職員の加配、障がいがあるお子さんに加配していることをまとめてお答えさせていただきますと、今、委員おっしゃったように、3歳児とか入園したばかりだと、これが成長の過程なのか、特別な配慮が必要な状況なのか、なかなか分かりにくい状況がございます。そういった場合、例えば学童クラブでもそうですし、私立、区立の幼稚園もそうですけれども、年度の途中であっても、園から聞き取りをして、必要に応じて加配を適切に配置しておりますので、どうぞご安心して、区立幼稚園、私立幼稚園、保育園についても、いろいろな面で選択の検討をしてい

ただければなと思っております。

また、社会的養護については、子ども家庭総合センターからお答えをしますけれども、遊園のほうからもぜひ、激励いただきましたので、一言。

野口荒川遊園課長 あらかわ遊園の野口でございます。大変温かいお言葉、ありがとうございます。

ちょうど本日、国の基準等が改まりまして、マスクも個人の判断でという形になっておまして、私どももそういった運営に切り替えてございます。今までコロナということで、アクセルを踏んでいいのか、踏んじゃいけないのかという中で手探りでやってきましたが、これから暖かくなってきて、本番かなと思っております。区民の皆様にとって、あらかわ遊園がある荒川区に住んでよかったなというふうに思っただけのようなすばらしい施設にしていきたいと思っております。本日はありがとうございます。

佐藤会長 ありがとうございます。

中野子ども家庭総合センター相談担当課長 子ども家庭総合センター相談担当課長の中野と申します。私から、社会的養護の里親制度について説明をいたします。

我々、子ども家庭総合センターでも、家庭養育優先の原則ということで里親制度の啓発・周知を行っており、例年、養育体験発表会や映画鑑賞会を行うほか、昨年11月からは新たな周知策として区のコミュニティバスさくらに「荒川で始める。里親を始める。」と、黄色をベースとしたデザインのラッピングバスを走らせております。こちらは皆様から好評いただきまして、区民の声等でも、「見ましたよ」とご声援を受けているところでございます。今後も里親を広めるための周知とともに、既に里親になった方に対しても、交流会等を通じて、荒川区内で安心して里親として養育していけるように、引き続き支援をしていきたいと思っております。

以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。橋本委員、いかがでしょうか。

橋本委員 ありがとうございます。

佐藤会長 それでは、そろそろお時間も終わりが近くなってまいりましたので、最後に何かご質問、ご意見などありましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、ちょうどお時間にもなりましたので、本日も様々なご意見をいただきましたところで、質疑応答はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、事務局より事務連絡をお願いいたします。

小堀子育て支援課長 本日もいろいろ多岐にわたりまして、様々なご意見を頂戴しまして、ありがとうございます。引き続き令和5年度の子育て支援策等に生かしてまいりたいと存じます。

次回会議の日程は、年度が変わりまして、6月頃を予定しております。日程調整等につ

いては改めてご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

佐藤会長 ありがとうございました。

それでは、これもちまして、令和4年度第3回荒川区子ども・子育て会議を終了とさせていただきます。本日もご協力いただきまして、ありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。

了